

第十四条 条例第三十八条第三号の規則で定める額は、五十万円とする。

(平一七規則四四・一部改正)

(貸付金の限度額等)

第十五条 消費者訴訟一件当たりの貸付金の限度額は、百万円とする。

2 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第十六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書(第二号様式)により知事に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第十七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第十八条 知事は、第十六条に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適當と認めるときは貸付金の貸付けを決定してその内容を、又は適當でないと認めるときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けを決定する場合において必要があると認めることは、これに条件を付することができる。

(貸付金の交付)

第十九条 前条第一項の規定により貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、消費者訴訟資金貸付請求書(第三号様式)により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求をした者に、消費者訴訟資金借用証書(第四号様式)と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の返還)

第二十条 条例第三十九条第一項の規定による貸付金の返還は、当該貸付金の貸付けに係る消費者訴訟が終了した日の翌日から起算して六箇月以内で知事が定める日までに、一括して行わなければならない。

(平一七規則四四・一部改正)

(貸付金の返還の猶予)

第二十一条 条例第三十九条第二項の規定により貸付金の全部又は一部の返還を猶予する